

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に係る国民健康保険税（過年度遡及分）を減免償還する内容の補正予算を専決処分したため。

専決第18号

令和2年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度八幡浜市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,052,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年8月5日

八幡浜市長 大城一郎

（国民健康保険事業特別会計）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		3,573,446	16,508	3,589,954
	2 県補助金	3,573,445	16,508	3,589,953
歳 入 合 計		5,035,667	16,508	5,052,175

(国民健康保険事業特別会計)

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		3,545	16,508	20,053
	1 償還金及び還付加算金	3,544	16,508	20,052
歳 出	合 計	5,035,667	16,508	5,052,175

令和 2 年 度

八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に関する説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

- (1) 総 括
- (2) 歳 入
- (3) 歳 出

(国民健康保険事業特別会計)

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	3,573,446	16,508	3,589,954
歳入合計	5,035,667	16,508	5,052,175

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	3,545	16,508	20,053	16,508			
歳 出 合 計	5,035,667	16,508	5,052,175	16,508			

(2) 歳 入

(款) 4. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 保険給付費等交付金	3,573,445	16,508	3,589,953	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	16,508	特別調整交付金(1号)	16,508
計	3,573,445	16,508	3,589,953				

(3) 歳 出

(款) 8. 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国県支出金	地方債	その他						
1. 一般被保険者 保険税還付金	2,400	16,508	18,908	16,508				22. 償還金、利子 及び割引料	16,508	新型コロナウイルス感染症の影響により減 収見込みの者等に対する過年度還付金 16,508		
計	3,544	16,508	20,052	16,508								

